

平成30年第6回本部町議会定例会会議録

| | | | |
|----------------------|-------------|-------------|----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成30年12月11日 | | |
| 招 集 場 所 | 本部町議会議場 | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 言 | 開 議 | 平成30年12月13日 | 午前10時00分 |
| | 散 会 | 平成30年12月13日 | 午前11時55分 |

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

| 議席番号 | 氏 名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏 名 | 出席等別 |
|------|---------|------|------|---------|------|
| 1 | 真 部 卓 也 | 出 | 9 | 具志堅 勉 | 出 |
| 2 | 崎 浜 秀 昭 | 〃 | 10 | 座間味 栄 純 | 〃 |
| 3 | 比 嘉 由 具 | 〃 | 11 | 松 川 秀 清 | 〃 |
| 5 | 小橋川 健 | 〃 | 12 | 喜 納 政 樹 | 〃 |
| 6 | 伊良波 勤 | 〃 | 13 | 宮 城 達 彦 | 欠 |
| 7 | 具志堅 正 英 | 〃 | 14 | 崎 浜 秀 進 | 出 |
| 8 | 仲宗根 須磨子 | 〃 | 15 | 石 川 博 己 | 〃 |
| | | | | | |

※ 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 12番 | 喜 納 政 樹 | 14番 | 崎 浜 秀 進 |
|-----|---------|-----|---------|

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 平 良 武 康 | 教 育 長 | 仲宗根 清 二 |
| 会計管理者兼会計課長 | 上 間 辰 巳 | 総 務 課 長 | 仲宗根 章 |
| 企 画 政 策 課 長 | 屋富祖 良 美 | 住民課長兼町税対策課長 | 平安山 良 信 |
| 福 祉 課 長 | 松 本 一 也 | 保 險 予 防 課 長 | 崎 原 誠 |
| 建 設 課 長 | 伊野波 盛 二 | 産 業 振 興 課 長 | 安 里 孝 夫 |
| 公 営 企 業 課 長 | 宮 城 忠 | 教育委員会事務局長 | 有 銘 高 啓 |
| 商 工 観 光 課 長 | 新 里 一 成 | | |
| | | | |

※ 本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 宮 城 健 | 主 事 | 仲宗根 農 |
|---------|-------|-----|-------|

議 事 日 程

12月13日（木）3日目

| 日程番号 | 議案番号 | 件 名 |
|------|------|---|
| 1 | | 一 般 質 問 1. 11番 松 川 秀 清 議 員 2. 1 番 真 部 卓 也 議 員 3. 2 番 崎 浜 秀 昭 議 員 4. 7 番 具 志 堅 正 英 議 員 |

○ **議長 石川博己** 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。11番 松川秀清議員の発言を許可します。11番 松川秀清議員。

○ **11番 松川秀清**

1. 本町における公共工事の進捗状況は

2. 北部基幹病院の早期実現に向けて

3. 若者の定住促進について

おはようございます。議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。3点お伺いいたします。

まず1点目、本町における公共工事の進捗状況は。県関係工事の本部大橋橋梁工事、満名川の浚渫工事、県道84号線（渡久地～東間）の工事の進捗状況が遅れています。町として県への早期着工に向けての要請等を行っているのか、伺います。

2点、北部基幹病院の早期実現に向けて。本町は、北部基幹病院の実現に向けてどう取り組んでいるか、お伺いします。

3点、若者の定住促進について。町有地を若い子育て世代の皆さんに安価で譲渡し、定住を促進する考えがあるかどうか、お伺いいたします。答弁よろしくお願ひします。

○ **議長 石川博己** 町長の答弁を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。11番 松川秀清議員の一般質問にお答えいたします。

3件ございますけれども、順次お答えいたします。

まず1点目の、本町における公共工事の進捗状況についてのことでございます。本町における県が事業実施主体の本部大橋橋梁工事、満名川河川工事、県道84号線、渡久地から東間の道路事業についてであります。その事業の進捗が遅れているため、早期の事業完了を目指した予算措置をするよう平成30年11月2日に沖縄県上原土木建築部長へ強く要請をしてきたところであります。

現在の進捗状況といたしましては、北部土木事務所に確認いたしましたところ、本部大橋橋梁工事（新本部大橋）については、9月に橋面工事を発注し、現在、着手準備中とのことであります。事業完了時期につきましては、平成31年度の予定とのことでございます。満名川河川工事につきましては、仮設ヤード建設で使用した大型土のう撤去工事が10月に竣工しております。また第一渡久地橋から開洋橋の間の河川内の浚渫工事を11月に発注済みとのことでございます。事業完了時期については、渡久地橋から運立橋の間を平成39年度までに完成予定とのことでございます。運立橋というのは、山川酒造のその手前の橋です。

県道84号線、渡久地から東間については、今年度は銀行等の移転及び、その他物件補償調査を重点的に進めているところでございます。工事については平成31年度に渡久地橋のP1の架橋、橋脚を撤去し、さらに新規に設置する予定とのことであります。事業完了時期については平成34

年度予定とのことと聞いております。

次に、北部基幹病院の早期実現の件についてでございますけれども、これまでの取り組みの状況について、説明いたします。

北部地域基幹病院の整備につきましては、平成28年12月27日に北部市町村会、北部市町村議会議長会、北部振興会をはじめ14の関係団体により構成された「北部地域基幹病院整備推進会議」が発足されております。基幹病院の整備を実現する活動として、「署名活動」や「北部12市町村総決起大会」のほか、関係機関、団体との連絡調整及び情報共有をこれまで行ってきております。

本町におきましても、平成29年1月に「北部地域における基幹病院の整備推進会議（本部町支部）」を立ち上げ、町内における署名活動により、町内関係機関等の協力をいただき、5,250人の目標に対しまして7,400人余りの署名を集めることができました。

平成29年3月には、北部地域基幹病院整備推進会議の代表者47名のメンバーで、沖縄県知事に対し、11万1,039人分の署名を手渡し、北部地域に基幹病院を早急に整備するよう要請を行っております。同年12月には沖縄県知事による、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院の統合を進め、基幹病院を整備する方針が表明されているところであります。

今後は県の定めた方針に基づき、平成35年度の供用開始を目指していくことになっております。整備につきましては、医師不足の問題や経営体制の見直しの必要性など、これをクリアすべき課題もありますが、現在は県から北部12市町村及び関係機関への説明の段階であり、本町といたしましても、北部地域基幹病院整備の早期実現に向けて、県及び関係市町村等との協議に積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

なお、つけ加えますけれども、年明けて1月16日に、県立北部病院と北部地域医師会病院の統合の基本的枠組みに関する意見交換会、それが予定されております。その会議には、私も出席することになっております。

3点目の若者の定住促進についてのことについて、安い値段で町有地を提供できるのかとのご質問でございます。

少子高齢化が進む中、若い子育て世代に本町への定住促進を図ることは、これは極めて重要な課題であろうかと考えております。現在、町といたしましては、北部振興策を活用し、新たに子育て支援のための町営住宅を新里地区に16世帯、謝花地区に12世帯の建設に向け、目下取り組んでいるところであります。また、今後あと2地区に同町営住宅を計画し建設し、そして若者世帯を支援していくこととしております。

町有地を活用し、若い子育て世代への住宅を促進する考えがあるかとの質問であります。現在のところ多くの町有地は道路面に面していないため、住宅用地として、若い子育て世代に提供するの今のところ難しい状況であると考えております。

本町といたしましては、今後、生活道路及び上下水道のインフラ整備等を図り、若い子育て世代が住宅用地として活用しやすいような環境整備になお一層、力を入れていくこととしております。

○ 議長 石川博己 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 ただいま答弁いただきましたけど、若者の定住促進についてということからお答えします。

適した土地がないということで、なるべくインフラ整備をして、そのような土地をつくっていくということでもありますので、ぜひやってもらいたいと思います。町営住宅が、先ほどもありました新里、謝花、それからあと具志堅、もう1カ所でしたか。大堂あたりで全部で46棟ということでもありますので、それ非常にいいことだと思いますが、近年アパートとかが結構多くふえてきています。ですけど、住宅の減少にはなかなか歯止めになっていない。アパートに住むというのは、いつ移ってもいい。定住してしまうと、それは移ることができないので、人口増加にもつながるし、固定資産も入るとということで、なるべく若者に定住してもらって住宅を構えてもらうということをやってもらいたいと思いますので、ぜひその辺をしっかりと目指してもらいたいと思います。

それから基幹病院についてであります。私たちが生活していく上で、医療はなくてはならない人の生命、命に直接かかわる医療を施す病院、それはぜひとも北部に基幹病院がなくてはならないということで、前に北部基幹病院整備促進会、そして総決起大会が開かれて、前翁長知事は当初、北部病院を強化することによって対応しますということで、基幹病院をつくる考えはないという話をされていましたが、その決起大会以降、要請書が手渡されて整備することを考えると。そのときに、試算で220億円かかる。その5分の2を12市町村で持ってくれという話がありました。その後具体的に75億円を持ってほしいということで、一番経済の貧しいはずのやんばるに負担をさせる。その他の県立病院には負担をさせていないんです。ということは、「できないだろう」というのを見越して、「つくりませんよ」という表現に私には聞こえてきました。そういうことではなくて、しっかりとやんばるにも、10万人の人が住んでいます。その方々の生活を守るためにも、病院はつくってもらいたいと思います。今、来月の1月16日にその話し合いが行われるということで、町長も参加するということでもありますので、ぜひ町長にしっかりと訴えてもらいたいと思います。

昨日の座間味栄純議員の関連質問で、電力に停電の早期実現を訴えてきたということでもありましたけど、帰ってきたら、もう復旧していたとおっしゃっていました。多分、町長のバイタリティあふれるパワーに押されて、「ウリ、ヘークサンネー、タックルサレル」と思ってたかと思いますが、そのパワーをもって、しっかりと北部に基幹病院ができることを訴えてもらいたいと思いますので、再度決意のほどをお聞かせ願えます。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 議員がご心配なさっているように、医療の中南部と北部の医療サービスの格差というものは、これは大変なことだろうと認識しております。北部地域から中部病院にも結構、患者が行っているということも耳に入っております。この県政における医療格差といったようなことについては、本音をいいますと、もともと県政の中できちっと議論をしていただきたい

ということを目ごろ、このようなことを考えているところでありまして、それで我々としては、北部に住む人間としては、そこまでも待てないというようなことで、立ち上がってきたといういきさつでございます。そういったことで何事にもまして、喫緊の大きな課題でございますので、そのことについては、個別にも県の砂川保健医療部長とも会いました。そして直接、個別に砂川部長には、この医療の面での北部地域の格差の解消については、これはゆゆしき問題であるというようなことで議論を展開しているところでもあります。そういったことで、現状の中で、砂川部長のほうからも、何とかやりたいというような話も伺っております。今現在、そういった状況の中で、じゃあその経営形態をどうするのかというようなことで、実を言いますと、県立の病院がどの病院も経営的に赤字だという、その現状にあって、そしてまた新しいこの施設をつくるにあたって、また膨大なこの財政投資が必要だというようなこと等もありまして、その財政面の捻出と、そしてあと一つは、赤字体質にならないような経営形態はどうかといったような、そういった内部の議論まで今踏み込んで、されているような状況でございますので、議員おっしゃるようにとどまることなく、この件については、時間のかかる仕事ではあるかもしれませんが、できるだけ早いうちにとというようなことで、他の市町村長とも歩調をあわせながら、強く要望、要請をしていきたいと。このように考えております。

○ 議長 石川博己 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 非常に赤字だということで難しいことかもしれませんが、かといって、なくてはならないものでありますので、ぜひ実現してもらいたいと思います。早い時期に、玉城知事の間でめどがつけばと思います。

続きまして、本町における公共工事の進捗状況ということで、お伺いします。新本部大橋、これは平成22年から31年に完成、それから旧大橋ですね、今架かっている。今自分たちが通っている橋の補修は、平成24年から33年に完了ということで、そこまでは両方の橋がしっかりできるという説明であります。ところがこれ時間がすごいかかっていると思いませんか。あのような工事が、本当にこの10年以上もかかってやるべき工事なのかというのを、しっかりと考えないといけないと思います。

例えばこれがもし中南部、那覇地区あたりで起きていたら、絶対待ちませんよ。そんな時間は。北部を軽視されているというふうに私は感じております。満名川の浚渫工事も、平成26年に現在の土のうをストックするヤードをつくってあります。それから平成30年の今年まで何もしないで、4年間ほったらかしです。その間「今年やりました」というのがありましたけど、上にある土のうを取り除いたというのは、渡久地住民、区長と住民が土木事務所に直談判してきて、どうにかしてくれと言われてやっと上の土のうを取り除いただけです。その後の浚渫の工事はしていません。これも本当にこんな時間をかけてやるものなのか。先の台風24号のときに、あと数センチで氾濫するところです。あのような大きな構造物がなければ、もうちょっと水位は下がったかもしれません。そういうふうな川の中にこういう構造物をつくっているのに、その先に進めないというのは、これはもう非常に不思議でならない。ぜひその辺もしっかりとやってもらいたいと思

ます。

そしてこの道ですね。この道ももう平成25年からスタートしてやっていますが、これも全く進まない。今年も用地買収と調査をするということになってはいますが、この物件補償の調査等、これをするということですが、現実物件補償、この用地買収とは、年間1件か、2件なんです、進んでいるのが。2件進んだ年もある。1件進んだ年もある。という関係で、私もそこに土地を持っていますので関係しますが、そのことを今年電話を夏ごろ、あまりにも遅いもので電話をしましたけれど、この件について、「土木事務所から連絡あったんですか」と言われて、「いえ、なかったですよ」と言ったら、「それはこちらから必要なとき、連絡しますので、それ以上の連絡はするな」ということで、ガチャンと切られてしまって、全く前に進むというふうに思えません。34年に完成という話ですけど、この間全くこの用地買収されていないのに、どのようにして34年に完成させるのか。私には前が見えない状況であります。ぜひそこをしっかりと進めてもらいたいと思います。そして伊野波大橋、健堅周辺、これも時間がかかり過ぎです。伊野波橋ぐらいの工事でしたら、単年度の工事です。それをもう4年、5年かけて、まだこの工事をやっている状況というのは、やはり自分たち、やんばるのことは、あまり目にならないかなど。県はどのように考えているのかと不思議に思います。

先ほどの基幹病院のことにしても、今産婦人科や外科とかが医師不足という状況にありますけど、例えば産科において、難しい症例が起きたとき、例えばへその緒がからんで、今出せないとか。子宮外妊娠しているとかということが起きたときを想定すると、女性の方々はうかうか子供も産めないのではないかと思います。そこで「中部まで運ぶ」ではなくて、地元でしっかりとした病院を置けば、そういうのも解消されると思いますので、その辺もしっかりとやってもらいたい。県はこういう状況を、本当にしっかりと把握してやっているのか。今知事は、基地問題をやっています。これも非常に重要なことです。しっかりと基地問題もやってもらいたい。ですけど、基地問題以外にもやるべきことはいっぱいあります。福祉、経済、今の病院、公共工事、自分たちが生活していく上で、一番大切なインフラの整備もしっかりとやってもらいたい。このように思います。ぜひ自分たち北部にも中南部と等しい生活ができるような場としてやってもらうことを願います。

最後に、このことについて、町長の答弁を求めて、私の質問を終わりにします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 松川議員に、お答えいたします。

医療の関係もそうですし、そして道路関係の予算の配分が少ない。これは県のほうが事業実施主体で、県がやる仕事になるわけですが、その状況の中で、どうも中南部地域のほうに予算が多く配分されておいて、北部のほうの予算配分が少ないのではないだろうかといったようなことだと、周囲もそう考えております。ですので、そういったことがないように、それは県政のいわゆる県議会の中でそういったものを、もっとしっかりと議論すればよかろうかなと思いますけれども、うちとしてはそうも言っておれませんので、その件については、北部地域の市町村会の

首長の中でもしっかり議論し、そして共通認識を持ちながら、北部全体の課題として、県のほうに要望、要請していきたくて考えております。人口が少ない地域は、物事が後回しになるとか、あるいは事業どおりについての費用対効果論とか、いろんな形、ことが出てきたりしますけれども、そういった状況の中でこう道路基盤、いろんなことを整備することによって、人口増につなげていくといったような積極的な政治的な配慮というものは、とても重要なことだと思っておりますので、そういった議論を深めながら、県政につながるような、議論がつながるような対応をしていきたいと。このように考えております。

○ 議長 石川博己 これで11番 松川秀清議員の一般質問を終わります。

次に1番 真部卓也議員の発言を許可します。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也

1. 本部港塩川地区岸壁使用申請問題について

通告に従い、1番 真部卓也、一般質問を行いたいと思います。

本部港塩川地区岸壁使用申請問題について、台風24号の影響により、一部岸壁の使用ができない状況で、岸壁使用の申請を受け付けない理由と、今後の見通しを伺います。当局の見解を伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 1番 真部卓也議員の質問にお答えいたします。

本部港地域は、去る9月末の台風24号により被災し、港湾施設の一部が著しく損傷しております。旧塩川地区のことですけれども、岸壁のほうのコンクリートがはがれているような状況でございます。

これにより、使用可能な岸壁が通常時の約半分になったこと、および現場の状況を踏まえて港湾法、および沖縄県の港湾管理条例第4条および第13条第2項等のその規定に基づいて、岸壁の使用を制限する方針に、管理者として決定していただいております。港湾施設の保全及び機能の確保のため、新規の岸壁使用許可申請は、岸壁の復旧工事が完了し、現在復旧工事、いつ完了するかわかりませんが、完了し港湾施設の安全性が確保されたのちに、港湾法に基づいて、その対応を考えていくというようなこととなります。以上でございます。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 今町長から答弁ありましたように、港湾の条例に基づいて岸壁の使用制限を行っているということでありました。復旧工事が完了し、港湾の安全が確保されたら港湾法に基づき、また受け付けを開始するという話でありましたが、ではちょっと伺いたいのですが、この台風24号の影響後、当局が行ってきたことを今まで、申請、受け付けなどに対する流れを、少し経過を少し伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 1番 真部議員にご説明します。

本部港塩川地区における台風24号の被災のあとの岸壁使用にかかる流れということでありませ

ので、ご説明いたします。

今年9月28日、29日、台風24号で塩川地区港の岸壁が著しく損傷しております。その後、町と県とでもって10月の前半ぐらいまで、現場を確認したり、お互いに情報を確認、交換しながら、今後の方針について、県と協議をしてまいりました。11月1日には、町と県のほうで協議をして6バースのうちの3バースが使えない状況でありますので、県からも使用しないようにという通達もありまして、残りの3バースについても、既存の45件の申請を許可している段階で、新規の受け付けはしないという方針を決めております。日同じくして11月1日に、業者のほうから申請の申し入れがあったんですが、県との協議の方針に基づいて、「新規の受け付けはできません」ということで、申請自体を控えていただきたいという説明をして、引き取っていただいています。その後、11月12日に、塩川港を利用されている業者の連絡会から、暫定的にでも使用ができないかという要請が出ております。町としてはやはり同じスタンスでありまして、既存使っている岸壁についても、安全性、これ以上ふやすことが安全的に、本当に大丈夫なのかどうか。そういう安全性の確保が担保されない限りは、新規の受け付けは「今のところできません」ということで説明しております。

それから11月21日にも、再び連絡会のほうから、今度は連絡会自体で調査をして、これまでの岸壁の利用状況から見て、まだ余裕があるんじゃないかと。空いているスペースがあるんじゃないか。使っている3バースのうち、まだ空きがあるんじゃないかと。今後のシミュレーションもやってみると、まだ4割から5割ぐらいは空いているように思えるが、そこを何とか使わせていただけないかという申し入れがありました。それに対しても町としましては、まず第一に安全が確保が大事ですと。その後にもまた空きスペースがどれぐらいあるのかというのは、業者の皆さんが出した数字と、また町のほうでも、それを精査する必要があるということで、やはり新規の受け付けに対しては、今のところ申請するタイミングではありませんということで、説明をしてお引き取りいただいています。

その後、11月28日に業者のほうから内容証明の郵便で申請書を出したということで連絡があったんですが、当方としましては、業者とはこれまでも何度も再三にわたり、その事前申請の事前協議の中で、今は申請を出せるタイミングではありませんよということで、申請自体を今控えてくださいということでの協議をして、お互いにそれを了解のもと、協議書にもサインをして進めてきているところでありますので、申請については私も申請できるタイミング、条件が整ったときには、それは受け付けもしないといけないし、その港湾法に基づいた審査をしないといけないということで、そこはお互いに協議の中で了解をいただいているという認識のもと、申請書は控えてくださいということで説明してあります。今、業者との申請の岸壁使用にかかる申請についての経過としては、以上です。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 今、流れの説明を受けましたが、6つあるバースのうち、3つの使用は、破損の状況が著しくひどいということで、できないと。破損がひどいバースに関しての使用は、

バースの使用ができない状況にあるというのは納得できるんでありますが、今説明の中でも既存のバース、使えるバースの使用できる余地があるんじゃないかと。港湾に携わっている連絡会からもあったということではありますが、私もある一部、港湾に携わる企業、会社のほうから情報がありまして、大体月に50%から60%ぐらいのバースの空き状況があるという情報を受けています。私もやはり港湾を利用する会社、企業などの負担などの軽減を考えると、使える既存のバースの空き時間を利用した申請、使用の受け付けというのは、受け付けるべきではないかと私は考えるんですが、町当局はどうお考えでしょうか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 1番 真部議員にご説明します。

業者のほうから40%、50%、また多いときには60%と空き状況があるという調査、業者が独自で調査したシミュレーションした数字が、確かに役場のほうに提示されまして、その空いているところに何とか利用できないかという申し入れはありました。担当としましては、やはりまずは空き状況も精査する必要はあるんですが、安全の確保というのが第一だということを説明しております。と申しますのは、この塩川港、昭和50年の海洋博に間に合わせて、急ピッチでつくられたという港でもありまして、かなり老朽化も進んでいるし、当時の建設資材ですとか、建設技術などを見ても、本来の耐久性とか、そういうのが十分に備えられているのかという疑問も一つ、私の中にあります。今回、台風でこれだけの被害を受けた。ほかの港は受けていないんですが、その塩川だけがそれだけ受けたというような、その構造的に本当に大丈夫なものなのかというのでも検証する必要があると思っています。

ただ被災を受けた箇所については、もちろんそれは使えないというのは十分わかっていますけど、被災を今回逃れた箇所についても、かなりダメージはありまして、ひび割れですとか、コンクリートが本当に大丈夫なのか。空洞が下にできていないかとか。いろんな疑問も私の中ですので、まず安全性を確保しないことには、さらにそこを増やして使うと。新たな申請を受け付けて、使わせるということが、今のところではできないという判断であります。それで業者の方には、今のところこの安全性を確保するために、町としては、県のほうにまず調査をして、港全体の健全化に向けた調査、そして改修工事などもやってもらいたいと。それを早期に対応してもらいたいという要請も出していますので、そういうことで、安全性が確保されるという担保がとれたときには、それは空きスペースなども考慮をして、そのスペースにはまた申請も受け付けられるという状況になろうかと思えます。ですが今のところはやはり申請できる今、時期ではないということで再三、説明しているところでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 管理、委託されている本町ではありますが、やはり安全の確保というのは、管理者としてやはり大切な問題だと私も思っております。ですがやはり、この港湾を利用する企業に対して、やはり使えるものは使えるように整備、整えていくのも管理者としての立場にあると私は考えておりますが、今後ですね。今答弁ありましたように、安全の確保、県のほうにも

依頼を出しているということでありました。空き状況の精査も町として行っていきたい。この2つがクリアできれば、この港湾の使用申請受け付けというのは、可能なかどうか。伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 1番 真部議員にご説明いたします。

今現在、通常の事務としての港湾岸壁の使用申請ができない状態というのが、今いう安全性の問題が担保されないということが理由でありますので、その安全性の問題とスペースの問題。港が要は使える状態という条件が揃えば、それは通常の港湾管理条例に基づいた申請が出て、それに対して、町としては審査基準に沿って、許可、不許可の事務をするということになります。以上です。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 今の答弁で確認しましたように、管理者としてやはり安全性の確認をしっかりとやっていきたいということでありました。この2つの件をしっかりと、早目に対応してもらって、やはり港湾を利用する人の負担が大きくならないように、早急にこの港湾の活用、以前のよりに戻せるような対応を今後もとって行ってほしいと思います。やっていてもらいたいと思います。

では、今回このいろいろと県のほうに要請も出しているということではありますが、この災害復旧がこの港湾ですね。本部港の災害復旧が、終わってあとの港湾の使用のことも含めて、今後の港湾管理について、町長はどう考えるか。答弁をお願いいたします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 真部議員にお答えいたします。

昨日も仲宗根須磨子議員のほうと、この塩川のほうのことについて、いろいろと議論をいたしました。そしてもうこれは、本部町にとっての仕事としては重たいので、いっそのこと、県のほうにその業務はお返ししてはどうかといったような。とても積極的な提案もきのうもございました。うちとしては、やはり地方自治法の252条の17条2項の規定によって、それは事務委託されておりまして、我々がこれは主体的に港湾についての使用については、その法令と基準に基づいて、判断するというようなことになっておりますので、それはその事務委託を受けて、我々が主体的に判断することだと考えております。

議員おっしゃるように、業者の皆さんからも要望もございました。ありましたけれども、それは港の保全について、総合的な判断の中で、我がほうが主体的に利用については、判断するというようなことのお話でございますので、町の基本的な考え方の中で、使う、使わないは、使えるか、使えないかは、判断しながらやっていくというふうなことになります。それはこれまでの考え方と全くかわりはありません。県に対しましては、いつごろまでに復旧するのかといったようなことの確認などもやりながら、早期に復旧していただいて、そしてそこを拠点とした経済活動ができるような状況をつくるというふうなことについても、また町の行政機関としての務めで

もありますので、引き続きそういったことについては、要望していきたいと考えております。

なお、この港湾について、町民の立場から、複雑でさまざまな気持ちを交差しているといったようなことも重々承知しております。行政の機関としてなし得る仕事というのは、やはりこれは法令と、それからこの関する港湾法令にかかる法令の部分、そして基準、ルールの中で物事を動かすというのが、行政機関として、やはりこれは世の中の秩序を保つためには、そういったことが重要なことだろうと考えております。そういうことで、今後対応していきたいと考えているところでございます。

○ 議長 石川博己 これで1番 真部卓也議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午前10時51分)

再開します。

再 開 (午前11時00分)

引き続き、一般質問を行います。

次に2番 崎浜秀昭議員の発言を許可します。2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭

1. 塩川港はどうなっているのか

議長の許可をいただきましたので、2番 崎浜秀昭が一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 塩川港はどうなっているか。

質問の要旨1. 地元砕石企業への岸壁使用申請不受理の理由の説明を求めます。2. 港の補修が完了した後の町の対応はどのように考えているのか。を伺います。当局の答弁をお願いします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 2番 崎浜秀昭議員の質問にお答えいたします。

先ほどの真部議員に説明したことと、大分かぶっているだろうと考えております。

1. 本部港本部地区(旧塩川地区)は台風24号により被災し、港湾施設の一部が著しく損傷している状況でございます。塩川港を利用している業者より、岸壁使用許可申請の申し入れがございましたが、港湾管理者といたしましては、港湾の保全維持を図る立場から、総合的に判断いたしまして、沖縄県港湾管理条例第4条および第13条の第2項等に基づいて、港湾の使用制限をすることに決定いたしました。

先ほども言いましたけれども、これは我々が港湾の保全管理という観点の中から主体的に判断していることとございます。このような中、業者の事前協議の中で申請を控えていただくよう説明してきたところであります。業者のほうからは、申請をしていただき、受理していただきたいといったようなお話だったと思いますけれども、これは港湾がこれだけ傷んでいるので、「申請しても不許可になりますよ」というようなことになりますので、そういったことより、もうこれ申請を控えたほうがいいんじゃないでしょうかというようなことで、業者のほうに対しては、丁寧にそのような説明をこれまでずっとやってきたところでございます。

2. 新規の岸壁使用許可申請については、岸壁の復旧工事が完了し、港湾施設の安全性が確保されたのちには受付が可能な状況になります。従来通り港湾法および港湾管理条例に基づいて、

行政機関としては、適切に処理対応していくこととなっております。

○ 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 1番 真部議員とかぶってはおりますけれども、私なりに質問事項がありますので、伺いたいと思います。

11月1日に県と協議した結果、新規の申請の受け付けを制限することに決定とありますが、そのときに県からの指導とか、そういったのはあったのでしょうか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 2番 崎浜議員にご説明いたします。

11月1日に県港湾課と町建設課、そして港湾管理事務所所長、担当者、一緒になって港湾管理事務所のほうでいろいろと協議をしました。その中で県のほうからその被災した3つのバースについては、「使用できない」ということで、ここは使わさないでくださいと。新たな申請についても、留意願いますという、技術的なアドバイスはいただいております。以上です。

○ 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 県との協議の中で、申請を受け付けた上で不許可とするのか。そもそも申請を受け付けないのかについて協議をして、今回は審査基準に基づいた判断ではなく、そもそも物理的に受け入れが不可能であるため、申請自体を受け付けないことにしたとあります。当日、業者からまた塩川の岸壁使用許可申請書が提出されておりますが、また県と協議の結果、申請を受け取らなかった。とあって、そこで不受理ではなく、申請しないように指導したという結論であると結論づけております。しかしながらどう考えても、受け取らないということ自体が不受理ではないかと私は思うんですが、だからそこら辺、行政手続法違反だと言われているのではないかと思うんです。そこら辺、一般の方々は業者間とトラブルしているという印象を受けた人が多かったと思います。その辺の説明をお願いいたします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 2番 崎浜議員にご説明します。

「不受理」という言葉が結局は、戻ってしまっているといえますか。町としてはその不受理という認識ではなく、申請者と申請したいという申し入れがあったときに、「今申請するタイミングではないですよ」と。申請できる状態ではないですと。申請する期間というのが、通常でありましたら、365日いつでも申請できるタイミングであるんですけども、今回の場合は災害ですので、被災をしている状況ですので、使えないという状況のもとでは、申請できる今、期間にはあたらないという認識でもって、申請自体を控えてくださいと。そういう説明をずっとやっているところで、ですから不受理という解釈自体に、我々も違和感があるんですが、業者ともそうやってトラブルしているわけでもございませんし、業者とはずっと真摯的に事前協議という形で、いつになったらじゃあ申請できますかとか。どういうタイミングになれば申請もできますよとか。その時期までは待ってくださいとか。いろいろと真摯的に協議を進めている、継続しているところですので、そういう誤解といえますか。そういうことは、なるべく不受理という言葉でもって、

誤解を招くようなことには、ちょっと遺憾ではあります、以上です。

○ 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 この不受理という文字が、何か一人歩きをして、多くの方々に誤解を与えている感があったと思っております。それで今、建設課長の説明において、業者間とトラブルはないと聞いて、ものすごく安心いたしました。新聞報道を見たら、何かけんかをしているような感じの印象をみんな持ったと思うんです。だから情報提供というのは、しっかりやっていただきたい。誤解のないような情報の提供をお願いしたいと思います。

それから11月21日に、双方の合意のもと、協議メモを作成し、建設課長と業者間で署名したとあります。この合意メモに署名したということ自体がやはり、お互い理解しあっていることだと思いますけれども、この合意メモの内容を、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 2番 崎浜議員にご説明します。

合意メモといいますか、お互いに事前の協議をする中で、お互い協議内容を確認したということでのサインということになるんですが、まず町の考え方のほうを示しまして、先ほどから説明しているとおりなんですが、その岸壁を使用、今はできない状況において、港湾管理条例に基づいて、「使用を制限をします」という考えを、町のほうから示しております。それからじゃあ、いつになったらそれが使えるようになるのかとか。どの時点でその申請ができるようになるのかとか。そういう質問に対しては、あくまでも施設の復旧については、県のほうで行うこととなりますので、県のほうが災害復旧事業で復旧するという方針を立てていますので、そこは県のほうに復旧の責任がありますと。じゃあいつまでにそれが復旧するのかについても、それは県のほうで発注する業者が決まったり、あと工期がスケジュール的に決まれば、いつごろ復旧しますということも答えられますけど、そこはまだ県のほうから示されていませんので、町としても今、何ともいえません。そういうことをお互いやりとりをしています。

そういう空き状況に対しての考え方についても、例えば復旧工事が始まったときには、今使っているバースも今度は重機を入れたりとか、資材を運んだりとかということで、やはり制限がかかりますので、必ずしもその空き状況というのが、業者が示した空き状況と一緒にどうかというのも、我々も精査させてください。そういうことを協議の中でやって、その協議結果のメモにお互いにサインしたということです。ですから申請するタイミングも今ではありませんよと。そういうめどがたったときに、申請はできる時期が来れば、もちろん出してもらって、それは受け付けることとなります。ということをお互いで確認しております。以上です。

○ 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 はい、よくわかりました。

業者間とは何のトラブルもないということで、お互い納得した状況での処分だったということでありました。いずれにしましても、本町は今後、重大な局面を迎えていくかと思っております。当局におかれましては、あくまでも法治国家の一員として、政治的影響力を排除して、法にのっとり

た対応をするものと私は思っております。そこで最後に、真部議員と重なりますけれども、塩川港の補修が完了したのちの、本町の対応を町長にお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 これは先ほども、真部議員にお話しをしましたけれども、行政機関として、制度と仕組み、法令、世の中の秩序を保たなければいけないといったように、そのような観点から考えたときには、やはり法令に従った対応になるんだろうと考えております。もう一回、台風が来て、もう一回壊れたら、もう一回、それはまたそれに法令に従って、あるいは基準に従って停止することもある。我々がそれは管理者として主体的に考えることだと考えております。なお、申し上げますけれども、業者は24業者がそこで許可しておりますけれども、許可は45業者ですね。許可45業者、現業の中で許可45業者されておまして、本町の業者は1業者もないんじゃないか。ですので、経済活動をしている業者はいますよ。そういったことで、私としては、そのことが本町の経済の大局的な立場で、経済に大きく停滞に影響しているとは、そういったふうなことは、現業の中ではその体制に影響しているとは考えておりません。

きのうの仲宗根須磨子議員のお話にもございました。いっそのこと、県の仕事だから、県のほうにそれをお返ししたらどうなのかといったような提言もございましたけれども、事務委託されている以上、そうもできないだろうというようなことで、町民としては、とてもそれは私自身もそうですけれども、複雑な気持ちにもなります。そういった状況の中で、やはり行政機関としては、制度と仕組みの中で動いていくだろうと、こう考えております。

○ 議長 石川博己 これで2番 崎浜秀昭議員の一般質問を終わります。

次に7番 具志堅正英議員の発言を許可します。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英

1. 本部町フクギ集落整備計画について

2. 上本部小中一貫校開校後の、上本部中学校の跡地の整備計画について

3. 石川・謝花線の道路事業について

皆さん、こんにちは。一般質問の許可を受けましたので、7番 具志堅正英、通告書に従い、一般質問をいたします。

1点目に、本部町フクギ集落整備計画について。①備瀬中道（町道16号）の整備の進捗状況について。②備瀬マーウイ（馬場）の整備の進捗状況について。

2点目、上本部小中一貫校開校後の、上本部中学校の跡地の整備計画について。①校舎、体育館、運動場はどうなるのか。②これまで各事業の記念碑、記念木等がありますけれども、その祈念碑とか、記念木はどうなるのか。③跡地の整備についての地域の要望は、どうなっているのか。

3点目に、石川・謝花線の道路事業について。現在、石川・謝花線の謝花から旧上本部飛行場の間に工事が進んでおりますけれども、橋が通行止めになっております。それからその手前の道路がまだ未舗装の部分が残っております。その手前にまた宅地と住宅地がまだ残っています。その件についてお伺いいたします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 7番 具志堅正英議員の質問にお答えいたします。

3点の質問がございました。2点目については、教育長のほうからお答えいたします。

まず1点目ですけれども、本部町フクギ集落整備計画につきましては、備瀬地区におきまして、「フクギの里宣言」を行うなど、町内外の地域の魅力を発信し、地域資源を活用した観光地として定着しております。

中道（町道16号線）の整備については、当初一括交付金を活用して整備を計画しておりましたが、国との調整の中で舗装のやり替えや排水整備については維持管理的な面が強いことから、当該一括交付金では採択されないこととなったため、その他事業で対応できないか、現在検討しているところであります。町としては、当初一括交付金で採択してもらいたいといったようなことでありましたが、一括交付金のいわゆる趣旨にはなじまないというようなことで、別事業を検討せざるを得ないというような状況であるというようなことであります。

備瀬馬場の整備については、平成30年5月28日付、備瀬行政区より有料化の要請書が提出されております。本町も「備瀬区馬場（マーウイ）及びワルミ対策協議委員会」に出席するなど、備瀬馬場の前向きな利活用について、お話を伺っているところでございます。本町といたしましては、備瀬馬場のあり方について地域全体がまとまって、初めてその効果が発揮されるものだと、こう捉えております。整備計画はもちろん管理についても今一度掘り下げた議論を地域全体で話し合い、地域全体で共通認識を持って進めて頂きたいと、行政区にこのように伝えているところであります。地域全体での合意形成というものが、とても重要なことですよというようなことでございます。

それから町道石川謝花線についてのことでございますけれども、今年度で道路照明への電気引込工事及び道路台帳の修正を行い、今年度末には供用を開始する予定でございます。

橋の舗装についてでございますけれども、橋より謝花集落側に向けて一部舗装されていない箇所については、舗装の工事費について平成31年に計上する予定でございます。一部迂回するため、借地している箇所については、地権者の要望で舗装できない箇所もございます。用地の買収および住宅の移転については、地権者の合意を取りつけることが、大前提となりますので事業の必要性等を説明し、理解を得て協力をいただくよう、今後とも粘り強く交渉してまいりたいとこのように考えております。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 2点目の上本部小中一貫校開校後の、上本部中学校の跡地の整備計画については、私のほうからお答えいたします。

①校舎、体育館、運動場はどうなるのか。であります。校舎については老朽化が激しいため、上本部小中一貫校校舎完成後、平成31年度9月頃より解体撤去を予定しております。また、体育館・運動場については、有効な利活用が考えられることから、活用方法を検討していきたいと考えております。

②記念碑、記念木はどうなるのか。についてであります。記念碑、記念木についても、地域の意見も取り入れながら、残すか、残さないかについての判断をしていきたいと考えております。

③地域の要望は、どのようなものか。については、現時点において、跡地利用における地域からの要望はうけたまわっておりません。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 それでは、最初に町道16号の整備の状況について、再質問いたします。

この16号の整備は、たしか平成26年の7月に建設課のほうから住民説明会がありまして、これは本部町フクギ集落整備計画の中の3つの基本計画がありましたけれども、その中の1つ、あと2つは、たしか集落のサイン化計画ということで、いろんな案内板とか、そういう事業でしたけれども、これは完成しております。もう一つ目は、散策路の整備ということで、この備瀬の集落にあった散策路の整備をいたしましたけれども、これもある程度、8割型完成しておりますけれども、あと2割ぐらひは残っていると思います。

3番目のこの16号の整備計画が全く手をつけられないまま現在に至っておりますけれども、この16号、当初フクギを痛めないで整備するには、どうしたほうがいいのかということで、いろんなコンサルタントとか、そういうのを町は使って調査したと思いますけれども、その計画通りに進めてほしいということで、住民説明会の結果も出たと思いますが、その後排水の面とか、雨が降った場合のこの道路排水がうまくいかないということであったり、それから大雨のときのこの16号からの排水がどこへ持っていったいいかわからない。その行き先が確保できないということで、多分止まっていると思いますけれども、その後そういうのをまだ、それから大分なりますけれども、その後調査したのかどうか。その進捗具合をもう一度、時間を追って説明していただければ、ありがたいです。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 7番 具志堅議員にご説明いたします。

議員おっしゃるとおり2015年2月12日に町のほうから備瀬区の皆様に説明会ということで、今フクギ集落の整備事業の説明を行っております。その中で16号線についても、排水の整備ですとか、舗装の整備ですとか、そういうことも計画の中でイメージをしていますということで説明をしております。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、一括交付金でその事業を整備するという計画で、町のほうでは進めておりましたが、その16号線については、やはり維持管理的な要素のほうが大きということで、国のヒアリングの中で一括交付金にはなじまないということで、採択されておられません。町としては、その後どのような事業でできるのかというところの検討を行っておりますが、今のところ通常の道路事業でもなかなか難しいところもありまして、まだどの事業でできるかという結論は今は見えておりません。現在、建設課の中でも内部でも検討しているんですが、その排水の持っていき方とか、どこに集めて、どこの川に流すとかという実際、その計画が本当にそれでいいのかというところも含めて、今検討しているところです。

なるべくはといいますか、昔のままに、昔の備瀬の集落の雨というのは、降ったその場所で浸透して、屋敷は屋敷で浸透していく。道は道で砂地でそこに浸透していくとあったと思いますので、これがフクギの生育にも本当はいいのかということもちょっと考えたりします。ですから1カ所に集めて排水溝でもって、1カ所に集めて、1カ所のどこか、川にそのまま出すというのが、それが環境にとっていいのかどうか。そういうのも含めながら検討し直したいと考えています。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この整備計画は、当初から町道16号の排水の面が一番、問題があるということで、いろいろと案が出ましたけれども、道路の中央部分を高くして、両サイドのフクギの根っこのほうに、雨水がしみ込むような形の舗装をすればいい状態になるんじゃないかとか。逆に道路の真ん中を低くして、そこに排水路をつくって集落の南側の大きな排水路に持っていくという案とか、いろいろ出ましたけれども、これがなかなか地域でも、この合意がなかなか得られなくて、多分建設課も悩んでいると思いますけれども、ただその排水ができない状態も、これ以上ほっておくと、逆に今この16号がもっともって傷んできて、あっちこちに穴が空いたり、でこぼこの状態になって、逆にもっと水溜まりが増えている状況なので、これから当初の計画通り、道路の中央部分を少し高くして、浸水性のある舗装をしたほうがいいんじゃないかという地域の今、そういうふうな話し合いが固まりそうなんです。ですからもう少し、役場も備瀬に行っていたら、この16号の問題を一緒に区長はじめ、地域の協議会の皆さんと話し合いをしていただけたらと思います。

次に、馬場の整備の状況については、再質問いたします。今、町長おっしゃいましたように、地域の合意形成が重要であると。これは去年の12月の一般質問でも前高良町長から言われました。その後、備瀬でもこの馬場の対策協議会を立ち上げまして、まずこの馬場の整備を当初の計画通りに車の通るところ、車の駐車できるところ、そういうふうになるように整備をしたほうがいいんじゃないかというのが、地域の多分、9割方の合意であると思います。ただ今問題になっているのは、その管理者をだれがするのか。その点はまだ合意に至っておりません。これも近々、区長はじめ私もですが、その方たちと話し合いをもって合意を得たいと思いますので、そのときには建設課の皆さんもひとつご協力よろしくお願ひしたいと思います。

あと次の2点目の、石川・謝花線の道路事業なんですけれども、これは謝花のこの地域の皆さんは当初、この道路事業については、ほとんど賛成であったという話を聞いておりますけれども、なぜこの事業が途中で買収とか、住宅の移転に至らなかったのか。その辺の事情を説明していただければと思います。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 7番 具志堅議員にご説明します。

石川・謝花線、北部振興事業で今、整備しているところでありますが、その入り口部分のほうで、用地交渉が今、難航して、実際まだ用地の買収ですとか、建物の移転ですとか、そういうと

ころが進んでいない箇所が1カ所ございます。やはり用地交渉にあたり、交渉するにあたって、単価の面ですとか、事業の必要性ですとか、再三説明はしておるんですが、なかなかまだ合意までには至らず、今に至っているところでございます。町としても今後とも粘り強く、事業の必要性を説明して交渉してまいりたいと考えております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この用地交渉の件ですけれども、これは役場の職員がやっていますか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 7番 具志堅議員にご説明します。

交渉は役場の職員が行っています。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 用地交渉ですけれども、前いつごろでしたか。たしか専門の業者を雇って、用地交渉するような案もあるとか。そういうふうにお伺いしたんですけれども、その辺はやっていないですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 7番 具志堅議員にご説明します。

用地交渉を専門の業者ということで、今年度の事業からは交渉機構という専門の業者に委託をして、交渉はやってはおりますが、この区間につきましては、既に事業年度が終っている区間ありますので、そこに関しては今、専門業者に委託ということはやっておりません。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 わかりました。

結構、本部町のこの道路事業の中で、用地の買収がうまくいかなくて止まっているところは結構あります。この謝花・石川線ですけれども、これからもっと石川まで道路整備する計画であります。休憩入っていいですか。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前11時42分)

再開します。

再 開 (午前11時43分)

7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 石川・謝花線のこれから新規にあと、来年度100メートルぐらいでしたか。200メートルぐらい着工する予定とお伺いしておりますが、実質この設計段階とこの住民への地権者への説明等と、まだどういう状況になっているのか、説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 7番 具志堅議員にご説明します。

町長からも答弁の中でありました、今現在未舗装の区間、そして橋梁の照明の電気工事の区間がまだ発注していないところがありますので、今年度でその橋梁の照明の電気工事、そしてまた未舗装、橋梁の電気工事は今年度でやりまして、区間石川・謝花線の区間の道路台帳のほうを整備いたします。これが整備できましたら、今年度いっぱい供用開始ができることとなりますの

で、その年度末にはまた周辺の住民の方にも説明会をしたいと思います。

あと、未舗装の区間については、次年度の予算を充てて、その舗装をしたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この謝花・石川線の今工事がもう終わろうとしているところはいいですが、これから工事に入る石川地域のほうは、これから用地交渉とか、この測量とか、設計も入るわけですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 7番 具志堅議員にご説明します。

今年度の事業については、その石川までの区間、既に設計のほうはもうできあがっています。住民への説明会、住民といいますか。地権者、道路がつぶれる直接かかわる地権者に対する説明会も一通り終わりました。今のところ事業に対しては、皆さんいい感触でやっています。今現在、用地測量をやって、実際につぶれる用地の面積ですとか、そういうところの測量、調査業務をやっておりますので、それがあがり次第、また個々に地権者に対して用地交渉にあたっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 石川地域で、宅地にひっかかって、家が移転せざるをえないような家というのは、どれぐらいありますか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 7番 具志堅議員にご説明します。

まず石川・謝花線で今年度事業をとっているのが、続きの石川地域、そしてまた海洋博の記念公園までの区間、2つの区間でとっていますが、今現在、石川までの区間のほうが設計ができておりまして、そこでは現道を拡幅するという基本的に今の幅員の約2倍ぐらいになりますので、家の屋敷の防風林ですとか。庭ですとか、車庫ですとか、そういうところがかかるところは何件かあるんですが、実際母屋までかかるというところは今はないです。そういう状況で今、説明会でも皆さんに今説明しているところです。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 あとこの石川・謝花線のこの平面図があるんですけども、これの終点が今の記念公園の駐車場の入り口ですか。出口じゃなくて、入り口ですか。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前11時48分)

再開します。

再 開 (午前11時51分)

7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 次に、上本部中学校の跡地の利用についてですけども、現在、旧上本部地域の小学校の跡地は、新里小学校が町営団地、豊川校が給食センターと、豊川区の公民館、謝花小学校だったところが町営団地と農村運動公園として跡地利用されています。この間、名護

市のほう調べてみたんですけれども、名護市の久志小学校は企業、エナジックという会社の教育財団が使用しております。それから三原小学校は佐藤学園という通信教育高校の部の通信教育施設が使われております。それから嘉陽小学校は美ら島財団の「美ら島自然体験学園」みたいな感じで使用されておりました、天仁屋小学校のほうは名護市の消防組合のME S Hへのヘリポートとして使われているらしいですけれども、今ほとんど教育施設とか、そういう財団の自然学校であったり、そういう施設として使われておりますので、上本部中学校のほうもそういう公共の跡地も公共の施設として、ぜひ跡地利用を考えていただきたいと思います。またそのときに、地域の住民の意見も取り入れていただければ、非常に助かります。小さな子供を持っている父兄からは児童公園とか、それからちょっとした運動施設や遊具があれば、非常にありがたいかなという、そういう意見も聞きますので、その辺をひとつ考えながら、跡地の利用計画を立てていただけたらと思います。この件に関して、教育長答弁をお願いします。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 7番 具志堅議員にお答えいたします。

今、小中一貫校を進めておりました、中学校はこれから校舎も撤去をして、更地になりますけれども、その跡利用については、これは町のまちづくりと、整合性をとりながら決定していかねばいけませんので、そこは町長の考え方とか、また地域の要望も入れながら私たち教育委員会としては、進めていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 以上で、7番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時55分）